

## 長期収載品（先発医薬品）の選定療養

令和6年10月1日より「長期収載品の選定療養」制度が導入されました。

これにより、患者さんの希望で後発医薬品（ジェネリック医薬品）ではなく先発医薬品（長期収載品）を処方した場合、調剤薬局にてジェネリックとの差額の一部（4分の1）を選定療養費（特別料金）として患者さんに追加で自己負担していただくこととなります。

### ○長期収載品とは

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品

### ○選定療養の対象

- ・後発医薬品が市販されてから5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品（在宅注射薬剤も対象）
- ・外来患者さんが対象

### ○選定療養の対象外

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・先発医薬品の薬価が後発医薬品の薬価以下の場合
- ・バイオ医薬品

### ○自己負担額について

- ・長期収載品（先発医薬品）の薬価と後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1の選定療養費

※選定療養費には消費税がかかります

※公費負担を受けている患者さんに対しても費用が発生します。

定期的にお薬をのんでいる患者さんで  
先発品を服用している方は医師にご確認ください。

※詳細についてはこちらをご参考ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)